

ま え が き

この度、消防防災・震災対策現況調査（令和5年4月1日現在）の結果を「地方防災行政の現況」として取りまとめました。

この冊子は、都道府県及び市町村における情報連絡体制、防災訓練、災害対策本部等の設置状況等の防災体制の基本となるべき事項について調査した結果を、今後の国及び地方公共団体における防災行政の企画立案及び地方公共団体相互の情報交換に資することを目的として毎年発行しているものです。

巻末には、令和4年中に発生した風水害、地震等の自然災害による都道府県の被害状況について取りまとめたものを掲載しています。

我が国は、その自然条件から、地震、台風、豪雨、火山噴火等、様々な災害が場所を問わずに発生しやすい環境にあるところ、昨今は全国各地で甚大な自然災害が多発しております。

令和5年度も令和5年6月29日からの大雨や、台風第13号などの風水害により甚大な被害が発生しました。また、地震に関しても、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、死者が241人（令和6年3月19日時点）に上る被害が発生しました。

こうした状況を背景に防災行政に寄せられる国民の期待は、ますます大きくなっています。消防庁では、避難指示等の発令・伝達体制などによる防災体制の確保や、広域消防応援体制の充実、防災訓練の実施促進による住民の防災意識の向上など、消防防災体制や地域防災力の強化に取り組んでいます。

国民が安全・安心に暮らせるようにするためには、国、地方公共団体等の防災関係機関、自主防災組織等が一体となり、総合的な防災体制を整備するとともに、それぞれが防災に係る役割を着実に果たしていくことが重要です。本書が各機関における課題の検証に繋がり、防災力強化を図る上で参考とされることを期待する次第です。

最後に、今回の調査に当たって御協力をいただいた地方公共団体をはじめ関係機関の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和6年3月
総務省消防庁国民保護・防災部

1 調査目的

この調査は、都道府県及び市町村における情報連絡体制、防災訓練、災害対策本部等の設置状況等の防災体制の基本となるべき事項について調査し、今後の消防庁及び地方公共団体における防災行政の企画立案及び地方公共団体相互の情報交換に資することを目的とするものである。

2 調査対象

都道府県（47 団体）及び市町村（特別区を含む 1,741 団体）合計 1,788 団体

3 調査対象時点

原則として、一定期間を区切るものにあつては令和 4 年度、一定時点によるものにあつては令和 5 年 4 月 1 日現在とした。

なお、特段の事情のあるものについては、調査対象時点を明記した。

目 次

調査結果の概要

第 1	情報連絡体制	5
第 2	防災訓練（震災訓練を含む。）の実施状況	8
第 3	災害対策本部等の設置状況	10
第 4	避難指示等の発令状況等	11
第 5	自衛隊の災害派遣要請状況	11
第 6	相互応援協定等の状況	12
第 7	住民等の自主防災活動	14

調査結果の概要

第1 情報連絡体制

災害発生時には、防災関係機関の初動対応が重要となってくることから、消防庁は地方公共団体に対し、休日、夜間等における職員の参集及び連絡が適切に行われる体制の構築、市町村、都道府県、国その他防災関係機関との連絡が迅速かつ円滑にできる体制の構築、住民への災害情報等の伝達手段の確保など、情報収集・伝達体制の充実に資するよう要請している。

1 都道府県の状況

(1) 気象台等からの気象情報の受信・伝達体制

勤務時間外における気象情報の受信・伝達は、全ての都道府県において、何らかの手段により対応している。受信については、33 団体が職員の宿日直により対応しており、市町村等への伝達については、34 団体が自動転送により対応している。

表 1-1 都道府県の勤務時間外における気象情報の受信・伝達体制 (都道府県数)

区 分	気象情報の受信体制						市町村等への気象情報の伝達体制						
	宿日直 職員	防災専 門の嘱 託職員	民間 委託	守衛 等	自動 受信	その 他	宿日直 職員	防災専 門の嘱 託職員	民間 委託	守衛 等	自動 転送	担 当 職 員 (登庁後)	その 他
令和5年 4月1日 現在	33	17	7	19	19	6	23	10	5	12	34	4	3
令和4年 4月1日 現在	32	16	6	19	17	6	23	10	4	12	35	4	3
令和3年 4月1日 現在	33	18	4	18	10	7	24	13	2	12	34	4	3
令和2年 4月1日 現在	32	20	—	22	—	9	23	15	—	14	36	5	2
平成31年 4月1日 現在	32	20	—	21	—	8	23	15	—	14	35	4	2

注 それぞれの区分ごとに、複数回答あり。

気象情報の受信体制の民間委託と自動受信については、令和3年度から調査を開始した。

市町村等への気象情報の伝達体制の民間委託については、令和3年度から調査を開始した。

(2) 災害情報の受信体制

勤務時間外における災害情報の受信については、全ての都道府県において、何らかの手段により対応しており、そのうち 35 団体が宿日直職員により対応している。

表 1-2 都道府県の勤務時間外における災害情報の受信体制
(気象情報を除く。)

(都道府県数)

区 分	災害情報の受信体制					
	宿日直 職員	防災専 門の嘱 託職員	民間委託	守衛等	自動受信	その他
令和 5 年 4 月 1 日 現在	35	16	7	15	10	3
令和 4 年 4 月 1 日 現在	32	16	6	19	17	6
令和 3 年 4 月 1 日 現在	35	18	4	15	5	5
令和 2 年 4 月 1 日 現在	34	20	—	19	—	4
平成 31 年 4 月 1 日 現在	34	20	—	19	—	4

注 それぞれの区分ごとに、複数回答あり。

災害情報の受信体制の民間委託と自動受信については、令和 3 年度から調査を開始した。

2 市町村の状況

災害情報の受信・伝達体制

勤務時間外における災害情報の伝達については、全ての市町村において、何らかの手段により対応しており、近年は自動転送により住民に伝達する団体が増加している。

表 1-3 市町村の勤務時間外における災害情報の受信・伝達体制 (市町村数)

区 分	市町村の受信者							住民への伝達者							
	宿日直 職 員	防災専門 嘱託職員	民間 委託	守衛等	消防 機関	自動 受信	その他	宿日直 職 員	防災専門 嘱託職員	民間 委託	守衛等	受信者	自動 転送	職 員 登庁後	その他
令和5年4月1日現在	777	16	700	625	799	181	187	172	13	38	329	—	671	1535	188
市町村：1,741団体	44.6%	0.9%	40.2%	35.9%	45.9%	10.4%	10.7%	9.9%	0.7%	2.2%	18.9%	—	38.5%	88.2%	10.8%
令和4年4月1日現在	784	17	702	609	807	171	188	157	13	34	355	—	657	1,528	189
市町村：1,741団体	45.0%	1.0%	40.3%	35.0%	46.4%	9.8%	10.8%	9.0%	0.7%	2.0%	20.4%	—	37.7%	87.8%	10.9%
令和3年4月1日現在	794	13	723	584	802	132	188	135	13	26	396	—	651	1,515	187
市町村：1,741団体	45.6%	0.7%	41.5%	33.5%	46.1%	7.6%	10.8%	7.8%	0.7%	1.5%	22.7%	—	37.4%	87.0%	10.7%
令和2年4月1日現在	801	—	760	535	804	—	183	—	—	—	—	641	625	1,474	174
市町村：1,741団体	46.0%	—	43.7%	30.7%	46.2%	—	10.5%	—	—	—	—	36.8%	35.9%	84.7%	10.0%
平成31年4月1日現在	807	—	758	532	804	—	177	—	—	—	—	644	621	1,465	171
市町村：1,741団体	46.4%	—	43.5%	30.6%	46.2%	—	10.2%	—	—	—	—	37.0%	35.7%	84.1%	9.8%

注 それぞれの区分ごとに、複数回答あり。

市町村の受信者の防災専門嘱託職員と自動受信は、令和3年度から調査を開始した。

住民への伝達者の受信者については、令和3年度から受信者を細分化し、宿日直職員、防災専門嘱託職員、民間委託、守衛等に区分し調査をした。

第2 防災訓練（震災訓練を含む。）の実施状況

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日頃から実践的な対応力を身に付けておく必要がある。消防庁では、地方公共団体に対し、多数の住民や関係機関の参加のもと、当該地域において特に訓練実施の必要性が高い災害を想定し、実践的な訓練を実施するよう要請するとともに、災害の種類、発生時間など様々な状況を想定した訓練の実施についても推進している。

特に、地震災害については事前に発生を予測することが難しいため、その応急対策を迅速かつ的確に遂行するためには、日頃から地震災害に関する防災意識の高揚を図るとともに、各種訓練の体験を通じて、防災行動力を高めておくことが重要である。このため、地方公共団体においては、行政機関・公共機関はもとより、自主防災組織や一般の地域住民も参加する形で地震や津波を想定した震災訓練を実施している。

1 都道府県の状況

令和4年度は、全都道府県47団体で延べ884回実施された。災害想定では地震を想定した訓練が最も多く431回、次いで風水害を想定した訓練が228回となっている。

表 2-1 都道府県の防災訓練の実施状況

(令和4年度)

実施団体数 回数		訓練形態				災害想定									
		実 動	図 上	通 信	そ の 他	風 水 害	土 砂 災 害	地 震	津 波	コ ン ビ ナ ー ト	大 火 災	林 野 火 災	原 子 力 災 害	火 山 災 害	そ の 他
実 施 回 数	884	365	222	263	34	228	71	431	44	29	40	4	51	23	146
都道府県数 (団体数)	47	46	40	23	8	35	21	43	15	20	5	4	23	12	19

また、令和4年度中に震災総合訓練を実施した団体は35団体で、訓練実施回数は53回となり、延べ約9万7千人が参加している。震災個別訓練を実施した団体は32団体で、訓練実施回数は342回となり、延べ約1,017万人が参加している。

なお、震災総合訓練において、広域応援を含んだ訓練は18団体、自衛隊が参加した訓練は34団体が実施している（表2-2参照）。

表 2-2 都道府県の震災訓練の実施状況

(令和4年度)

項目	震災総合訓練			震災個別訓練									
	広域応援を含んだもの	自衛隊が参加したもの		内 訳									
				職員参集訓練	情報伝達訓練	消火訓練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食給水訓練	応急物資輸送訓練	その他の訓練		
実施団体数	35	18	34	32	17	25	5	8	6	3	11	18	
訓練実施回数	53	24	45	342	31	235	28	78	10	4	22	52	
参加人員	97,511	25,804	82,737	10,168,093	20,584	8,954,403	578,227	1,064,654	577,519	577,224	1,326	268,359	

※ 震災個別訓練欄において、同時に複数の個別訓練を実施した場合は、各々内訳に示す訓練種別に計上しているため、震災個別訓練の合計値とは一致しない。

2 市町村の状況

令和4年度は、1,473団体で延べ7,447回実施された。災害想定では地震を想定した訓練が最も多く4,492回、次いで風水害を想定した訓練が1,463回となっている。

表 2-3 市町村の防災訓練の実施状況

(令和4年度)

実施団体数 回数	訓練形態					災害想定									
	実動	図上	通信	その他	その他	風水害	土砂災害	地震	津波	コンビナート	大火災	林野火災	原子力災害	火山災害	その他
実施回数	7,447	4,592	854	1,676	325	1,463	715	4,492	581	21	124	68	150	46	869
市町村数 (団体数)	1,473	1,260	424	324	106	713	475	976	279	14	56	45	97	39	196

また、令和4年度中に震災総合訓練を実施した団体は619団体で、訓練実施回数は889回となり、延べ約269万人が参加している。震災個別訓練を実施した団体は606団体で、訓練実施回数は4,863回となり、延べ約306万人が参加している。その内訳を訓練別に実施した団体数で見ると、情報伝達訓練が最も多く351団体、次いで職員参集訓練で240団体、避難誘導訓練で220団体となっている（第2-4表参照）。

表 2-4 市町村の震災訓練の実施状況

(令和4年度)

訓練の種類 項目	震災 総合訓練	震災個別訓練								
		内 訳								
		職員参集 訓練	情報伝達 訓練	消火訓練	避難誘導 訓練	救急救助 訓練	給食給水 訓練	応急物資 輸送訓練	その他の 訓練	
実施団体数	619	606	240	351	70	220	80	60	39	246
訓練実施回数	889	4,863	473	1,955	309	1,036	292	220	166	1,791
参加人員	2,693,283	3,061,847	110,627	1,453,566	77,771	448,699	49,623	45,282	15,304	1,154,873

※ 震災個別訓練欄において、同時に複数の個別訓練を実施した場合は、各々内訳に示す訓練種別に計上しているため、震災個別訓練の合計値とは一致しない。

第3 災害対策本部等の設置状況

1 都道府県の状況

令和4年中においては、災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置した団体は28団体で、延べ98回設置された。

また、これに準ずる災害警戒本部等を設置した団体は17団体で、延べ190回設置された。

表 3-1 都道府県における災害対策本部等の設置状況

区 分		災害対策本部 (災対法第23条)	災害警戒本部等
令和4年中	都道府県数	28	17
	設置延回数	98	190

第4 避難指示等の発令状況等

令和4年度中に、災害対策基本法第56条に基づく高齢者等避難は延べ798回、災害対策基本法第60条に基づく避難指示は延べ573回、緊急安全確保は延べ56回発令されている。また、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域は、延べ3回設定されている。

表4-1 市町村の避難指示等の発令状況等（その1）（延べ回数）

区 分	災害対策基本法第56条の発令回数			災害対策基本法第60条の発令回数					
	高齢者等避難			避難指示			緊急安全確保		
	回数	世帯数	人員	回数	世帯数	人員	回数	世帯数	人員
令和4年度	798	11,948,441	27,060,553	573	8,092,719	18,219,084	56	872,759	2,178,820

表4-1 市町村の避難指示等の発令状況等（その2）

区 分	災対法第63条の 発動回数	災対法第64条の 発動回数	災対法第68条の 発動回数
令和4年度	3	0	0

第5 自衛隊の災害派遣要請状況

令和4年中において、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき自衛隊の部隊等の派遣を要請した都道府県は18団体で、その要請回数は延べ241回、このうち航空機が出動した回数は延べ222回である。

表5-1 都道府県における自衛隊の災害派遣要請状況

区 分	自衛隊の災害派遣要請	
		うち、航空機出動
令和4年中	都道府県数	18
	要請回数	241
		222

第6 相互応援協定等の状況

1 地方公共団体相互の応援協定の状況

大規模、広域的な災害に適切に対応するためには、地方公共団体の区域を越えて機動的、効果的に対処し得るよう、防災関係機関相互の連携強化等により、広域応援体制の確立を図る必要がある。広域応援を迅速かつ的確に実施するためには、関係機関とあらかじめ協議し、協定を締結することなどにより、応援要請の手続、情報連絡体制、災害現場における指揮体制等各般にわたる項目について、具体的に定めておく必要がある。

(1) 都道府県の状況

都道府県間の広域防災応援協定については、平成7年の阪神・淡路大震災の発生以前においては3件のみであったが、阪神・淡路大震災を契機に、全国に広域防災応援協定の締結が波及し、平成8年には、全国知事会において全都道府県による広域防災応援協定が締結された。

その後も日本全国の隣接する地域ブロックでの広域防災応援協定の締結がなされており、適宜、既存協定の見直しが実施されるなど、令和5年4月1日現在、全国で89協定が締結されている。

(2) 市町村の状況

市町村においては、令和5年4月1日現在、広域防災応援協定を結んでいる市町村は1,686団体(96.8%)である。

表 6-1 市町村間の相互応援協定の締結状況

区 分	市町村数①	市町村間の相互応援協定締結市町村数				協定締結率 ②/①
				他都道府県の市町村との協定締結市町村数		
		市町村数②	応援回数	市町村数	応援回数	
令和5年4月1日現在	1,741	1,686	66	1,324	23	96.8%
令和4年4月1日現在	1,741	1,692	47	1,323	16	97.2%
令和3年4月1日現在	1,741	1,704	72	1,331	16	97.9%
令和2年4月1日現在	1,741	1,708	258	1,323	142	98.1%
平成31年4月1日現在	1,741	1,708	123	1,298	44	98.1%

2 災害時における民間機関等との応援協定の状況

大規模な災害時には、行政の対応能力にも限界があり、民間機関との協力体制を確立しておくことは、被災者の支援や災害の復旧において大変重要となってくる。

(1) 都道府県の状況

都道府県の災害時における民間機関等との応援協定については、令和5年4月1日現在、47団体において放送協定、救急救護協定、輸送協定、災害復旧協定及び物資協定が締結されており、次いで42団体において報道協定が締結されている。

表 6-2 都道府県の災害時における民間機関等との応援協定の締結状況

区 分		放送協定	報道協定	救急救護協定	輸送協定	災害復旧協定	物資協定
令和5年4月1日現在	都道府県数	47	42	47	47	47	47
	締結先団体数	100.0%	89.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		412	490	2,228	691	4,597	2,061

(2) 市町村の状況

市町村の災害時における民間機関等との応援協定については、令和5年4月1日現在、物資協定（1,590団体）や、郵便局との応援協定（1,537団体）、災害復旧協定（1,532団体）が締結されている。

表 6-3 市町村の災害時における民間機関等との応援協定の状況（その1）

区 分	放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定	
	市町村数	応援回数	市町村数	応援回数	市町村数	応援回数	市町村数	応援回数
令和5年4月1日現在	905	-	235	-	1,080	-	1,099	-
令和4年度	-	188	-	1	-	13	-	10

表 6-3 市町村の災害時における民間機関等との応援協定の状況（その2）

区 分	災害復旧協定		物資協定		その他		郵便局との応援協定	
	市町村数	応援回数	市町村数	応援回数	市町村数	応援回数	市町村数	応援回数
令和5年4月1日現在	1,532	-	1,590	-	884	-	1,537	-
令和4年度	-	370	-	43	-	124	-	3

第7 住民等の自主防災活動

1 自主防災組織

(1) 自主防災組織の組織数及び活動カバー率

自主防災組織は地域住民の連携意識に基づき自主防災活動を行う組織であり、令和5年4月1日現在、1,741団体のうち、1,692団体(97.2%)で自主防災組織が設置されている。

全国の自主防災組織の総数は16万6,923組織であり、自主防災組織活動カバー率(全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合)は85.4%である(対前年度比+0.7%)。

表 7-1 自主防災組織活動カバー率

区 分	市町村数	管内世帯数 (A)	自主防災組織を有する市町村数	自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数 (B)	活動カバー率 (B/A)%	対前年差
令和5年4月1日現在	1,741	59,639,178	1,692	50,946,560	85.4%	+0.7
令和4年4月1日現在	1,741	59,085,273	1,690	50,023,291	84.7%	+0.3
令和3年4月1日現在	1,741	59,073,148	1,691	49,866,465	84.4%	+0.1
令和2年4月1日現在	1,741	58,605,994	1,688	49,417,219	84.3%	+0.2
平成31年4月1日現在	1,741	57,896,505	1,684	48,662,795	84.1%	+0.9

なお、その内訳として、町内会単位で結成されているものが15万8,404組織(94.9%)、小学校区単位で結成されているものが3,688組織(2.2%)となっている。

また、自主防災組織の構成員数は、4,641万1,078人となっている。

表 7-2 自主防災組織の組織数等

区 分	自主防災組織数	自主防災組織数内訳			構成員数	規約等を定めている組織数
		町内会単位	小学校区単位	その他		
令和5年4月1日現在	166,923	158,404	3,688	4,831	46,411,078	111,581
令和4年4月1日現在	166,833	158,097	3,700	5,036	45,392,203	113,447
令和3年4月1日現在	169,804	161,130	3,629	5,045	45,585,339	116,011
令和2年4月1日現在	169,205	160,382	3,641	5,182	45,132,602	115,128
平成31年4月1日現在	167,158	158,520	3,560	5,078	44,362,975	116,825

(2) 自主防災組織の位置付け

令和5年4月1日現在、地域防災計画において自主防災組織に関する事項を規定している市町村は、1,537団体(88.3%)である。また、自主防災組織の設置に関する条例又は規則を有する市町村は、69団体(4.0%)、同じく要綱を有する市町村は、537団体(30.8%)である。さらに、自主防災組織の連絡協議会等の連合体を有する市町村は、440団体(25.3%)である。

表 7-3 地域の自主防災組織の位置付け

区 分	市町村数	地域防災計画において自主防災組織について事項を規定している市町村数	自主防災組織の設置に関する条例等を有する市町村数		自主防災組織連合体を有する市町村数
			条例・規則	要綱	
令和5年4月1日現在	1,741	1,537	69	537	440
令和4年4月1日現在	1,741	1,537	71	532	435
令和3年4月1日現在	1,741	1,528	71	527	438
令和2年4月1日現在	1,741	1,519	72	523	437
平成31年4月1日現在	1,741	1,516	71	522	437

(3) 自主防災組織のリーダーに対する育成指導状況

令和5年4月1日現在、自主防災組織のリーダーに対する育成・指導研修は、主として市町村の防災主管課、消防本部・消防署等が主体となり行われており、その方法としては訓練の実施が1,110団体で、手引き書等の配布が860団体でとられている。

表 7-4 自主防災組織のリーダーに対する育成指導状況(その1)

(市町村数)

区 分	消防署・団が自主防災組織の平常時の訓練指導をしている	災害時には自主防災組織が消防署・団の指揮・命令の下、活動している	災害時には自主防災組織が独自に活動している
令和5年4月1日現在	1,120	365	1,101
令和4年4月1日現在	1,124	370	1,114
令和3年4月1日現在	1,140	383	1,115
令和2年4月1日現在	1,134	390	1,109
平成31年4月1日現在	1,130	403	1,098

表 7-4 自主防災組織のリーダーに対する育成指導状況(その2)

(市町村数)

区 分	リーダーの育成・指導研修									
	育成・指導研修の主体					育成・指導研修の方法				
	消防本部、消防署	消防団	市町村の防災主管課	警察	その他	訓練を通じて	パンフレット手引き書等の配布	講演会・映画会・懇談会を開催	リーダー研修会を開催	その他
令和5年4月1日現在	681	491	1,249	45	190	1,110	860	817	665	166
令和4年4月1日現在	697	497	1,244	45	183	1,125	863	814	654	163
令和3年4月1日現在	714	503	1,240	44	179	1,146	866	812	663	165
令和2年4月1日現在	734	512	1,244	45	178	1,155	860	806	679	163
平成31年4月1日現在	742	522	1,241	42	163	1,166	862	797	670	152

注 重複回答あり

(4) 自主防災組織の任務及び活動実績

自主防災組織は、通常、規約等により平常時又は災害時における活動内容を定めており、その状況は、表 7-5 のとおりである。令和 5 年 4 月 1 日現在、平常時の任務としている活動内容は、主として防災訓練、防災知識の啓発で、災害時の任務としている活動内容は、主として情報の収集・伝達、住民の避難誘導、初期消火となっている。

表 7-5 自主防災組織の任務とされている活動内容（組織数）（その 1）

区 分	平 常 時				
	防災訓練	防災知識の啓発	活動範囲内の防災巡視	バケツ、消火器等の配布又は共同購入	その他
令和 5 年 4 月 1 日現在	152,589	143,477	112,838	65,984	36,670
令和 4 年 4 月 1 日現在	151,572	142,530	107,790	65,020	37,947
令和 3 年 4 月 1 日現在	154,603	145,513	111,000	66,054	36,551
令和 2 年 4 月 1 日現在	154,473	145,178	111,796	65,860	34,486
平成31年 4 月 1 日現在	151,210	143,680	108,228	63,070	36,449

表 7-5 自主防災組織の任務とされている活動内容（組織数）（その 2）

区 分	災 害 時						
	災害危険箇所等の巡視	情報の収集・伝達	初期消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他
令和 5 年 4 月 1 日現在	117,287	152,463	144,567	141,531	147,984	128,453	48,296
令和 4 年 4 月 1 日現在	112,183	152,017	143,791	140,008	147,325	126,785	45,757
令和 3 年 4 月 1 日現在	113,569	154,752	146,692	143,365	151,659	131,140	47,887
令和 2 年 4 月 1 日現在	112,180	153,945	146,705	143,152	151,708	130,623	46,685
平成31年 4 月 1 日現在	110,841	151,466	146,773	141,540	148,634	129,492	45,882

また、令和 4 年度の活動実績は表 7-6 のとおりである。

表 7-6 自主防災組織の活動実績（延べ回数）（その 1）

区 分	平 常 時				
	防災訓練	防災知識の啓発	活動範囲内の防災巡視	バケツ、消火器等の配布又は共同購入	その他
令和 4 年度	58,673	41,226	33,550	11,182	9,335

表 7-6 自主防災組織の活動実績（延べ回数）（その 2）

区 分	災 害 時						
	災害危険箇所等の巡視	情報の収集・伝達	初期消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他
令和 4 年度	7,608	9,608	1,948	1,211	4,390	1,157	1,001

(5) 自主防災組織の資機材等保有状況

令和5年4月1日現在、ヘルメット、防火衣等個人装備品(45.0%)、消火器・バケツ等初期消火用資機材(44.0%)、情報連絡用資機材のハンドマイク(40.0%)を保有する組織の割合が高くなっている。また、消火活動を行うための可搬動力ポンプを所有している組織は10.5%である。

表 7-7 自主防災組織の資機材保有状況（その1）

区 分		消火器・バケツ等初期消火用資機材	情報連絡用資機材		ジャッキバール等救助用資機材	テント、担架等の避難・救出用資機材	土のう用袋、かけや等の水防用資機材
			携帯用無線通信機	ハンドマイク			
令和5年4月1日現在 全166,923組織	組織数	73,391	17,987	66,759	60,510	63,895	35,959
	割合	44.0%	10.8%	40.0%	36.3%	38.3%	21.5%
令和4年4月1日現在 全166,833組織	組織数	72,267	17,349	66,129	53,478	61,901	34,178
	割合	43.3%	10.4%	39.6%	32.1%	37.1%	20.5%
令和3年4月1日現在 全169,804組織	組織数	72,199	17,295	67,092	54,422	61,689	34,013
	割合	42.5%	10.2%	39.5%	32.0%	36.3%	20.0%
令和2年4月1日現在 全169,205組織	組織数	73,474	17,489	67,500	55,643	61,950	34,390
	割合	43.4%	10.3%	39.9%	32.9%	36.6%	20.3%
平成31年4月1日現在 全167,158組織	組織数	73,062	17,690	69,126	56,375	62,960	34,084
	割合	43.7%	10.6%	41.4%	33.7%	37.7%	20.4%

表 7-7 自主防災組織の資機材保有状況（その2）

区 分		救急医療用セット、ろ水器等の救護用資機材	ヘルメット、防火衣等個人装備品	ビデオ装置等の防災知識普及用資機材	可搬動力ポンプ
令和5年4月1日現在 全166,923組織	組織数	46,582	75,151	5,292	17,594
	割合	27.9%	45.0%	3.2%	10.5%
令和4年4月1日現在 全166,833組織	組織数	46,113	73,706	4,277	18,318
	割合	27.6%	44.2%	2.6%	11.0%
令和3年4月1日現在 全169,804組織	組織数	46,944	76,097	3,381	18,087
	割合	27.6%	44.8%	2.0%	10.7%
令和2年4月1日現在 全169,205組織	組織数	47,133	77,694	4,519	16,631
	割合	27.9%	45.9%	2.7%	9.8%
平成31年4月1日現在 全167,158組織	組織数	46,610	76,978	4,098	16,654
	割合	27.9%	46.1%	2.5%	10.0%

注 重複回答あり

(6) 自主防災組織の設立運営に対する助成の状況

消防庁としては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度から自主防災活動用の資機材の整備を促進するための国庫補助制度を創設し、自主防災組織等の活動の一層の推進を図ってきた。市町村においても、同様の補助制度等の整備が進められている。なお、国で行われていた補助制度は、平成18年度に三位一体改革の一環で税源移譲されたが、平成25年施行の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第20条において、国及び都道府県は市町村が行う自主防災組織等の育成発展を図るための取組を支援するための必要な援助を行うこととなっている。

ア 補助金

自主防災組織を育成するために、令和5年4月1日現在、1,741団体のうち、1,135団体(65.2%)において防災資機材購入及び運営費等に対する補助制度が設けられている。令和4年度は、実際に補助金の交付が行われているのは1,741団体中1,005団体(57.7%)であり、これに要した経費は全国で約30億1千万円となっている。

イ 現物支給

令和5年4月1日現在、1,741団体のうち322団体(18.5%)において自主防災組織に対する資機材等の支給制度が設けられている。令和4年度は、実際に防災資機材等の支給が行われているのは1,741団体中178団体(10.2%)であり、これに要した経費は全国で約3億8千万円となっている。

表 7-8 自主防災組織の設立運営に対する助成市町村数

区 分	市町村数	補助金の状況			現物支給の状況		
		制度のある市町村数	交付実績のある市町村数	金額 (単位:千円) (注)	制度のある市町村数	支給実績のある市町村数	金額 (単位:千円) (注)
令和5年4月1日現在	1,741	1,135	1,005	3,013,145	322	178	379,936

注 金額は、それぞれ前年度中の実績額を示す。

2 女性防火クラブの状況

女性防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚等を目的に地域で活動している組織であり、万一の場合にお互いに協力して活動できる体制を整え、安全・安心な地域社会を作るため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、炊き出し訓練、防火防災意識の啓発等の活動を行っている。

令和5年4月1日現在の組織数は6,670団体、人員は99万7,758人となっている。

表 7-9 女性防火クラブの状況

区 分	女性防火クラブ数	
	組織数	人 員
令和5年4月1日現在	6,670	997,758

3 少年消防クラブの状況

少年消防クラブは、主として10歳以上18歳以下の少年少女が災害、防火・防災について学ぶ組織であり、この年代から防火や防災についての知識を身近な生活の中に見出すとともに、研究発表会の実施、火災予防ポスター等の作成、実地見学等の活動を行い、地域や家庭における防火防災思想の普及に努めている。その活動は将来の地域防災の担い手を育成する活動として期待されている。

令和5年5月1日現在における少年消防クラブの組織数は4,106団体、クラブ員数は39万409人となっており、学校単位で組織されているもの(2,861組織、69.7%)が多い。

また、少年消防クラブの指導者数は、1万2,612人となっている(ただし、消防職団員は指導者数に含まれていない。)

表 7-10 少年消防クラブの状況

区 分	クラブ数計	内 訳 (クラブ数)						クラブ員数計	指導者数計
		学校単位			市町村単位	地区単位	その他		
		小学校	中学校	高等学校					
令和5年5月1日現在	4,106	2,347	508	6	82	812	351	390,409	12,612

4 幼年消防クラブの状況

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについて学び、消防の仕事をよく理解してもらうことにより、火遊び等による火災の減少を図ろうとするものであり、近い将来、少年少女として防災活動に参加できる素地をつくるため、主として9歳以下の児童（主に幼稚園、保育園の園児等）を対象として編成され、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

令和5年5月1日現在の組織数は1万3,259団体、クラブ員数は100万3,621人となっており、主に幼稚園や保育園単位で組織されている（1万3,130組織、99.0%）。

また、幼年消防クラブの指導者数は、9万4,486人となっている（ただし、消防職団員は指導者数に含まれていない。）。

表 7-11 幼年消防クラブの状況

区 分	クラブ 数計	内 訳（クラブ数）					クラブ員 数 計	指導者 数 計
		幼稚園・ 保育園 単位	学 校 単 位	市町村 単 位	地 区 単 位	その他		
令和5年5月1日現在	13,259	13,130	76	19	25	9	1,003,621	94,486